

電気事業法第28条の50の2の規定による貸付けの内容を決定するに当たって
推進機関が従うべき基準

令和 年 月 日経済産業省告示第 号

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の50の2（第28条の50の4において準用する場合を含む。）及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第10条の2第1項の規定に基づき、広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が法第28条の40第1項第5号の3、第9号及び第10号の規定による貸付けの内容を決定するに当たって従うべき基準を、次のように定める。

一 貸付業務に係る資金の貸付けを行うに当たって従うべき基準

推進機関の貸付業務（法第28条の40第1項第5号の3、第9号又は第10号に掲げる業務をいう。以下同じ。）においては、次に掲げる事項を適切に踏まえた上で貸付けを行うこととする。

（１）基本的な方針

推進機関による貸付けは、次の①及び②に掲げる事項を全て満たすものとする。

①法第28条の40第1項第5号の3、第9号又は第10号の規定による業務に係る貸付けであること。

②認定計画（法第27条の3の2第1項の認定を受けた基幹送変電設備整備等計画、認定発電等用電気工作物整備等計画又は認定整備等計画をいう。）に基づき、償還の見込みが確実であると認められる事業に対する貸付けであること。この場合において、次に掲げる事項を確認するものとする。

（i）法第28条の40第1項第5号の3又は第9号の規定による貸付けにあつては、当該貸付けの対象事業に係る電気工作物の運用の開始により長期にわたり安定的な収入が見込まれること。

（ii）法第28条の40第1項第10号の規定による貸付けにあつては、当該貸付けの対象事業に係る発電等用電気工作物により供給される電気の長期にわたる供給に係る契約の締結その他の当該事業に係る収入の長期的な予見可能性を確保するための措置により、長期にわたり安定的な収入が見込まれること。

（２）貸付けを行うに当たって留意すべき事項

推進機関は、次に掲げる事項に留意した上で貸付業務を行うこととする。なお、以下において「1号貸付業務」とは、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令第12号。以下「財会省令」という。）第2条第3項第1号の業務をいい、「2号貸付業務」とは、財会省令第2条第3項第2号の業務をいう。

① 1号貸付業務に関する事項

1号貸付業務における貸付けの額、貸付けの期間及び貸付けに係る利率その他の条件は、当該貸付けの対象事業の実施に必要な資金について民間金融機関等からの調達が困難であることに鑑み、当該事業の実施を推進する観点から、当該事業の政策的意義、当該貸付けが回収不能となる危険性及び1号貸付業務の実施に要する事務費用その他の要素を総合的に勘案した適正なものとなるよう設定するものとする。なお、1号貸付業務に係る貸付けについては、その趣旨を踏まえ、財政融資資金からの借入金をその原資に充てないものとする。

② 2号貸付業務に関する事項

- (i) 推進機関が対象事業に対する貸付けの実施を検討するに当たっては、民間金融機関等の審査実務や、当該対象事業に係る与信姿勢その他の対応を参照するものとする。
- (ii) 推進機関は、2号貸付業務に係る貸付けについては、次のいずれにも該当するものであることを確認するものとする。
- イ 民間金融機関等による資金供給のみでは認定計画の実施に必要な資金の確保が困難な事業であり、かつ、推進機関による貸付けが民間金融機関等による資金供給を量的に補完するものと認められること。
- ロ 貸付けの対象事業者に対して民間金融機関等による資金供給が行われることが確実であると見込まれること。
- (iii) 推進機関は、2号貸付業務に係る貸付けの額を、認定計画の実施に必要な資金のうち借入れにより調達される額（民間金融機関等からの借入れにより調達される分を含む。）の総額の十分の三に相当する額（以下この（iii）において「2号貸付上限」という。）を超えない範囲で設定するものとする。ただし、投資の規模が特に大きいプロジェクト・ファイナンスに係る案件その他の2号貸付上限の範囲内における貸付けによっては認定計画の実施に必要な資金の確保が困難であると認められるものについては、当該対象事業者に対して貸付けを行う民間金融機関等及び経済産業大臣と協議した上で、当該認定計画の実施に必要な資金の不足分を補完するために必要な範囲内において、各案件の特性に応じた貸付けの額を設定することができる。
- (iv) 2号貸付業務に係る貸付けの額は、各事業年度においては、認定計画の実施に必要な資金のうち当該事業年度に借入れにより調達される額（民間金融機関等からの借入れにより調達される分を含む。以下この（iv）において「当該年度借入額」という。）の十分の三に相当する額を超えることを妨げない。ただし、当該事業年度において、原則として、当該年度借入額の全額が2号貸付業務に係る貸付けにより調達されることとならないようにしなければならない。
- (v) 2号貸付業務に係る貸付けの期間は、民間金融機関等による資金供給のみでは調達が困難な長期かつ大規模な投資資金を確保する観点から、貸付けの対象事業者に対する民間金融機関等の貸付けの期間にかかわらず、貸付けの対象事業に係る投資の回収に要する期間に即したものとして適切に設定するものとする。
- (vi) 2号貸付業務に係る貸付けの利率は、当該対象事業者が発行する社債（当該対象事業者が社債を発行していない場合にあつては、その事業の規模その他の状況が当該対象事業者に類似する者が発行する社債）の利率及び貸付けの対象事業者に対する民間金融機関の貸付けの利率を参照し、貸付けの期間、信用リスク及び償還条件その他の事情に応じた補正を行った上で、民間金融機関等が行う金融の水準に照らして適正なものとなるよう設定するものとする。この場合において、当該利率は、推進機関が財政融資その他の方法により調達する資金に係る利率、2号貸付業務の実施に要する事務費用及び対象事業者に対する貸付けに係る信用リスクに対応する額を勘案し、これらを賄うに足りる水準を下回らないように設定するものとする。

③ 1号貸付業務と2号貸付業務に共通する事項

推進機関は、①及び②に掲げる事項に従って貸付けの条件を決定することが困難であると認めるときは、当該対象事業者に対して貸付けを行う民間金融機関等及び経済産業大臣と協議した上で、貸付けの条件を決定することができる。

二 貸付業務に関する財務の適正な管理

貸付業務に関する財務状況を適正に管理するため、次に掲げる事項に沿って貸付業務を行うこととする。また、これらの事項について重要な変更を行おうとする場合は、事前に経済産業大臣に通知することとする。

(1) 基本的な方針

推進機関は、償還確実性の確保の観点から、個々の貸付けに係る債権について、貸付けを実行した後その償還が完了するまでの間、その管理を適切に行うとともに、貸付業務の運営に係る推進機関の財務の健全性の確保に努めるものとする。

(2) 貸付けの実行後におけるモニタリング

- ①推進機関は、貸付けの対象事業の進捗の状況及び貸付けの対象事業者の財務の状況その他の償還確実性に影響を及ぼす事項を適時適切に把握するものとする。
- ②推進機関は、少なくとも毎事業年度に一回、貸付けの対象事業者から決算に関する書類その他の必要な資料の提出を受けるものとする。
- ③推進機関は、必要に応じ、貸付けの対象事業者に対して合理的な範囲で領収書その他の支払を証する書類の提出を求め、貸付けが適切に対象事業の実施のために用いられていることを確認するものとする。
- ④推進機関は、貸付けに当たり、財務上の特約（コベナント）を付した場合には、その履行の状況を継続的、かつ、適切に確認するものとする。
- ⑤推進機関は、①から④までの確認も踏まえ、貸付けの対象事業の実施又は貸付けの対象事業者の財務の状況等に重大な影響を及ぼす事象が発生し、若しくは発生するおそれがあると認めるとき、又は債権の回収に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、貸付けの対象事業者に対して事業計画等の見直しを求め、債権の保全その他必要な措置を講じ、かつ、その旨を速やかに経済産業大臣に報告するものとする。
- ⑥推進機関は、貸付けの対象事業者の財務の状況等の把握や償還確実性の評価、債権の回収等の各段階において、民間金融機関等との緊密な連携を図るものとする。
- ⑦推進機関は、貸付業務の適正な運営を図るため、必要に応じ、経済産業大臣との緊密な連携を図るものとする。

(3) 財務健全性の確保

推進機関は、令和9年度以降、2号貸付業務における貸付けの総額の100分の4に相当する額以上の純資産又はそれと同視し得るもの及び100分の8に相当する額以上の高流動性資産を財會省令第2条第3項第2号に規定する経理区分内に確保するものとする。

三 貸付業務の適正な実施を確保するための体制

推進機関は、貸付業務に係る意思決定の客観性及び透明性を確保しつつ、適切な審査、モニタリング及びリスク管理を行うため、貸付けに係る事業者との調整等を担う部門、当該部門から独立して審査及び与信管理を行う部門並びに監査を行う部門において必要な体制を整備するものとする。

四 経済産業大臣及び関係審議会に対する貸付業務の実施状況の報告

推進機関は、貸付業務の実施状況について、少なくとも毎事業年度一回、必要に応じて適時に、及び経済産業大臣の求めがあったときに、経済産業大臣及び関係審議会に報告するものとする。

五 その他

- (1) 貸付業務を適切かつ効果的に実施するため、推進機関は、貸付業務の特性に対応した専門的人材の採用及び育成を進めることとする。

(2) 経済産業大臣は、この基準の施行後の貸付業務の実施状況及び経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この基準について検討を加え、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。